

宇都宮市上下水道局広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇都宮市上下水道局が保有又は管理する資産等（以下「資産等」という。）への有料広告の掲載事業（以下「広告事業」という。）を通じて、新たな財源の確保及び資産等の有効活用を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供及び市民への情報提供を行うことで、地域経済の発展へ寄与することを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告事業を実施する資産は、次のとおりとする。

- (1) 上下水道局が発行する印刷物
- (2) 上下水道局が所有する構造物及び公用車
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で別に定めるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) その他広告を掲載することが適当でないと上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の承諾等)

第4条 広告を掲載しようとする者は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について、あらかじめ管理者の承諾又は許可（以下「承諾等」という。）を受けなければならない。

2 管理者は、承諾等の可否を第3条の規定により定める広告掲載の基準により決定し、

広告を掲載しようとする者にその旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による承諾等を受けた者（以下「広告主」という。）は、あらかじめ管理者の承諾を得て当該承諾等に係る必要な手続等を広告代理業を営む者、広告看板等の製作者又はこれらに類する者（以下「広告取扱者」という。）に代行させることができる。

4 管理者は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

（権利譲渡等の禁止）

第5条 広告主は、承諾等を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告物の掲載）

第6条 広告主又は広告取扱者は、広告を掲載するときは、その方法、日程等について管理者と協議の上、その指示に従わなければならない。

（広告主及び広告取扱者の義務）

第7条 広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

（広告掲載に係る契約の解除及び許可の取消し）

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱者が第4条第4項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき。
- (3) その他広告掲載が適切でないと管理者が判断したとき。

（広告物の撤去等）

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載した広告物の撤去、

削除、塗りつぶし等を行うことができる。

(1) 広告主及び広告取扱者が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 前条の規定により広告掲載に係る契約の解除又は許可の取消しをなされた広告主及び広告取扱者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(3) 広告主が、指名競争参加資格の停止又は取消しを受けたとき。

(4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主及び広告取扱者の負担とする。ただし、前項第4号の事由による場合は、この限りでない。

(審査機関の設置)

第10条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、宇都宮市上下水道事業広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、経営担当次長、技術担当次長、生産性向上担当副参事及び宇都宮市上下水道局処務規程(平成16年企業管理規程第2号)第5条第1項に規定する課長等をもって組織する。

3 審査会の会長には経営担当次長を、副会長には技術担当次長をもって充てる。

4 会長は、審査会を代表し会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審査会は、次に掲げる事項について審査を行い、その結果を管理者に報告するものとする。

(1) 広告事業の開始及び事業内容の変更に関すること。

(2) 第4条第2項の決定が困難な広告掲載の当該決定に関すること。

(3) その他広告事業に関し管理者が必要と認める事項

(会議)

第11条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときに、会長が招集する。

2 会議は、会長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

- 5 会長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課等の職員を審査会に参加させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法により、審査会の議事を行うことができる。この場合においては、会長はその議事について次に招集する審査会に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、宇都宮市上下水道局経営企画課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。